インターンシップを実施する 企業を応援します!

高知市インターンシップ促進補助金 のご案内







▶事業概要

事業者の人材確保と求職者の職業選択能力及び就業意欲の向上を図るため、 市内事業者が実施するインターンシップに係る費用の一部を補助します。

▶補助対象事業者

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項 に規定する小規模企業者であること。
- ・高知市において雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行うものであって、事業所非該当の承認を受けていないこと。
- ※ただし、以下に該当する場合は対象となりません。
- ・高知市事業者等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- ・高知市税を滞納しているとき。

▶補助対象事業

対象となるインターンシップは、

- ・主として対面にて実施するものであること。
- ・実習生1人につき、実施期間が2日以上であること。
- ・事業者と実習生が雇用関係にないこと。
- ・実習生が代表者の三親等以内の親族でないこと。



前年度インターンシップを実施している事業者については、内容の 充実(実施日数の増加又は就業体験の実施時間の4時間以上の増加) が図られることが要件です。

【お問い合わせ先】

高知市産業政策課

TEL: 088-823-9456

Mail:kc-150600@city.kochi.lg.jp



高知市インターンシップ促進補助金





補助対象経費・補助率・補助上限額

申請できるのは、年度内に1回限りです。

補助対象経費	事業者が実施するインターンシップにおいて、実習生を受け入れるために必要な、事業者が負担する経費で次に掲げるもの。 1 交通費(実習生の住所又は居所とインターンシップを行う事業者等を往復するための経費) 2 保険料(インターンシップ実施期間において実習生を対象として加入する保険に要する経費) 3 報酬(実習生等に支払う謝金等の経費) 4 事業経費(インターンシップの受け入れに必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、技術指導等に要する原材料費、広告費) 5 その他市長が必要と認める経費
補助率	3分の2(100円未満切り捨て)
補助限度額	受入実習生が1名の場合…2万円 受入実習生が2名の場合…4万円 受入実習生が3名以上の場合…6万円

必要書類

高知市産業政策課ホームページからダウンロードできます。

交付申請時	・高知市インターンシップ促進補助金交付申請書(様式1) ・高知市インターンシップ促進補助金事業(変更)計画書(別紙1) ・納税証明書(官公庁提出用) ・雇用保険適用事業所設置届(事業主控)
実績報告時	・高知市インターンシップ促進補助金実績報告書(様式4号) ・高知市インターンシップ促進補助金実施報告書(別紙2)

補助金交付の流れ

